JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

スイス連邦データ保護法の改正内容と EU「一般データ保護規則」との比較

2025 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
ジュネーブ事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

目次

はじめに

欧州経済領域（European Economic Area（EEA）、EU 加盟国 27 カ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）においては、欧州連合（European Union：EU）の「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）」が適用されているが、スイスは同規則の適用地域ではない。スイスにおいては 2023 年 9 月 25 日から、連邦データ保護法（Federal Act on Data Protection：FADP）の改正法である改正連邦データ保護法（New Federal Act on Data Protection：nFADP）が施行されている。

本レポートは、同規則に詳しい西村あさひ法律事務所・外国法共同事業フランクフルト／デュッセルドルフ事務所に作成を委託し、GDPR の内容とスイス連邦の nFADP の内容とを比較し、まとめた。欧州ビジネスにおいて、スイスにおける個人データを取り扱う企業の対応検討に役立てば幸いである。

2025 年 5 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部欧州課
ジュネーブ事務所

I　nFADP の概要

1. nFADP の位置づけ

スイスでは、個人データの保護を包括的に規律するルールとして、連邦データ保護法（Federal Act on Data Protection：FADP、以下「FADP」という。）および連邦データ保護令（Federal Data Protection Ordinance）が存在していたが、2020 年 9 月 25 日、FADP の改正法である改正連邦データ保護法（New Federal Act on Data Protection：nFADP、以下「nFADP」という。）（SR235.1）が成立し、2023 年 9 月 1 日に施行された。また、2023 年の nFADP 施行に合わせて、nFADP の施行規則であるデータ保護令（Data Protection Ordinance：DPO、以下「DPO」という。）（SR235.11）も同時に施行されている。

nFADP は、データ保護に関する技術的かつ社会的な情勢の変化に対応することに加え、スイスが欧州評議会による個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）を批准し、警察・刑事司法分野の管轄当局による個人データの処理に関する自然人の保護に関する指令（Directive (EU) 2016/680）を実施できるようにすることを目的としている。また、nFADP は、スイスのデータ保護法を GDPR の要件と調和させることも企図している。これらは、スイスが GDPR におけるデータ保護と同等の水準を確保し、EU との間において自由な個人データの移転を確保するうえで重要である。

2. nFADP とは

nFADP は、個人データの処理およびスイス国外への移転に関する要件を定めるとともに、個人データの処理および移転を行う者が遵守すべき義務を規定するルールである。nFADP は、基本的にはスイス国内における個人データの処理に適用されるものであるが、後述するとおり、スイス国外で生じた事象についても、スイス国内で当該事象の効果が発生する場合には、当該事象について適用される旨が規定されている（nFADP 第 3 条第 1 項）。また、スイス国外の管理者によるスイス国内の個人の個人データの処理が一定の要件を満たす場合、当該管理者はスイス国内に代理人を選任する義務を負う。このように、nFADP は、スイス国内のみならず、スイス国外の一定の事業者についても適用されるデータ保護法である。

II　nFADP と GDPR の相違点

「一般データ保護規則（GDPR）」は、EU における個人データの処理および EU からの個人データの移転を規制するために EU の立法機関によって採択された規則である。その

適用対象は、EU の 27 加盟国に、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタインを加えた欧州経済領域（European Economic Area）（以下「EEA」という。）である。すなわち、GDPR は、EEA に関する規則であり、各加盟国に直接適用される。

スイスは、EU 加盟国に囲まれているものの、EU あるいは EEA の加盟国ではない。したがって、スイスは、GDPR の適用対象外であり、スイスにおける会社および組織は個人データの処理に関する GDPR の遵守を直ちに義務づけられるものではない。

もっとも、GDPR は、第 3 条に基づく域外適用の規定によって、スイスの会社および組織に適用される場合がある。

スイス国内では、nFADP および nFADP の施行規則が民間人および連邦機関による個人データの処理に適用されるほか、スイス国外の事業者にも一定の場合に nFADP および nFADP の施行規則が適用される。EU 加盟国とスイスは経済的な結びつきが強く、nFADP および GDPR が重畳的に適用される場面も想定される。

本章では、nFADP と GDPR を比較し、全体的な相違点を解説する。

1. nFADP の運用体制、GDPR との主な相違点

nFADP は、スイスで設立される会社および組織に対して直接的に適用されるルールを規定する。

一方、EEA 内においては、GDPR が EEA 内の個人データの処理に関して優位性のある規制となる。その運用は、EU を含む EEA 加盟国において採択される法律（例えば、未成年者の同意に関する分野）、欧州委員会によって採択される法規制（例えば、データ保護に関する認証メカニズムのための要件の設定）、欧州データ保護会議（European Data Protection Board）により採択される決定（意見、紛争解決に関する決定等）等を含む様々な方法に則って実施されることになる。

(1) 法的枠組み

nFADP は、スイスの公用語のうち、以下の 3 言語で公表されている。

- フランス語[1]、ドイツ語[2]、イタリア語[3]

[1] https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2022/491/fr

[2] https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2022/491/de

[3] https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2022/491/it

nFADP の情報提供を目的に、非公式な翻訳として英語版もウェブサイトで閲覧可能である[4]。

他方で、GDPR は、2016 年 5 月 4 日、EU の官報において公表されており、以下のウェブサイトにおいて閲覧可能である[5]。

GDPR は、2018 年 5 月 25 日から適用が開始されている。

(2) 監督当局

nFADP は、連邦データ保護情報コミッショナー（Federal Data Protection and Information Commissioner）（以下「コミッショナー」という。）をスイス連邦の監督当局に指定している。コミッショナーは nFADP において、一定の場合に、拘束力のある決定を行うことができる。もっとも、コミッショナーは制裁金を課す権限を有しない。スイスにおいては当該権限は刑事裁判官に委ねられる。

GDPR とは異なり、nFADP は、行政上の制裁ではなく個人の刑事責任を規定する。nFADP 第 60 条から第 64 条に基づいて、コミッショナーではなく刑事裁判官が個人による苦情申立を受け、特定のデータ保護に関する義務の意図的な違反に対して最大で 25 万スイスフランの罰金を科すことができる。一定の場合において、罰金が 5 万スイスフランを超えないときは、裁判官は対象となる個人の起訴を猶予し、かわりに法人に対して罰金の支払を命じることができる。コミッショナーに関するウェブサイトは、以下で閲覧可能である[6]。ウェブサイト上で必要な情報を確認できない場合には、コミッショナーに対して電子メール（info@edoeb.admin.ch）または相談サービス窓口（+41 (0)58 462 43 95）を通じて問い合わせることができる。ただし、コミッショナーは nFADP 違反事案を調査する立場でもあるため、コミッショナーに対して問い合わせを行ったことが引き金となって執行が行われる可能性があることを認識する必要がある。

これに対して、GDPR においては監督および執行に関する権限は EEA 加盟国における監督当局に委ねられている。調査に関する決議または決定の採択について複数の加盟国の監督当局間で異なる状況が生じた場合には、欧州データ保護会議（EDPB）が当該問題に関する最終的な決定を採択する権限を有する。

---

[4] https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2022/491/en

[5] http://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj

[6] https://www.edoeb.admin.ch/de

2. 内容面における主な相違点

nFADP と GDPR の内容面での主な相違点は、以下のとおりである。

(1) 適用範囲

nFADP は、スイス国外で発生した事象であったとしても、スイス国内で当該事象の効果が生じる場合には当該事象に対して適用される。

また、スイスの国際私法に関する法律[7]によれば、データ主体は、以下のいずれかの場合において、外国の会社および組織に対して nFADP の適用を選択することができる。

- データ主体がスイスに通常居住している場合（管理者または処理者がスイスにおいて損害が発生する可能性を予見できる場合に限る。）
- 管理者または処理者がスイスに通常居住しているかまたは登録された事務所を有する場合
- データ処理から生じる損害がスイスにおいて発生する場合（管理者または処理者がスイスにおいて損害が発生する可能性を予見できる場合に限る。）

他方で、GDPR は以下のいずれかが満たされる場合に、個人データの処理について適用される[8]。

- GDPR は EEA 内の管理者または処理者の拠点の活動に関連してなされる個人データの処理に適用される（この場合、その処理が EEA 内または EEA 外でなされるか否かについては問わない）。
- GDPR は EEA 内に拠点のない管理者または処理者による EEA 内に所在するデータ主体の個人データの処理に適用される。ただし、処理活動が以下に記載する事項に関連しているものに限られる。
  - ○ EEA 内に所在するデータ主体に対する商品またはサービスの提供に関する処理（データ主体に支払が要求されるか否かについては問わない。）
  - ○ EEA 内で行われるデータ主体の行動の監視に関する処理

結論として、nFADP と GDPR の間においては地理的適用範囲について相違点が存在する。特に外国で設立された会社および組織による個人データの処理については、双方の法制度により規定されたルールの相違点は以下のとおりである。

---

[7] 第 139 条第 1 項および第 3 項

[8] GDPR 第 3 条

- nFADP は、以下のとおり処理行為の効果を判断基準とする：スイス国内で当該事象の効果が生じるか。
- GDPR は、以下のとおり処理行為の関連性および目的を判断基準とする：データ処理行為が EEA 内の拠点の活動と関連するか、データ処理行為が EEA における商品もしくはサービスの提供または EEA 内におけるデータ主体の行動の監視に関連するか。

nFADP は、地理的適用範囲の文言上は、GDPR と比較すると、スイス国内の個人に影響を及ぼす国外の個人データの処理について幅広く域外適用を認めるものであるように読める。実務上は、EEA 域内での事業活動に伴う個人データの処理がスイスの個人に影響する場合、nFADP および GDPR の双方の適用を受ける場面が多く発生する可能性がある。

(2) 「個人データ」および「センシティブな個人データ」の定義

① 個人データ

nFADP 第 5 条第(a)号は、個人データについて「識別されたまたは識別され得る自然人に関するすべての情報」であると定義する。

この定義は GDPR の定義と比較すると簡潔な内容であるが、GDPR 第 4 条第 1 号における「識別されたまたは識別され得る自然人（「データ主体」）に関するすべての情報」という個人データの定義の重要部分において同等の内容であるといえる。また、GDPR では「識別され得る自然人とは、自然人の氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子、または物理的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的または社会的なアイデンティティに関する特有の一つまたは複数の要素を参照することによって、直接的または間接的に識別し得る者」という明確化のための規定を設けている。

実務上は、nFADP および GDPR における個人データの定義に関して違いはないと考えられる。

② センシティブな個人データ

nFADP 第 5 条第(b)号は、センシティブな個人データについて、以下のカテゴリーの個人データを含むものとして定義する。

- 宗教的、思想的、政治的または労働組合に関連する見解または活動に関するデータ
- 健康、私的領域（private sphere）、人種的または民族的素性に関するデータ
- 遺伝子データ
- 自然人を一意に識別する生体データ
- 行政上または刑事上の手続および制裁に関するデータ

- 社会保障対策に関するデータ

これに対して、GDPR 第 9 条は、特別カテゴリーの個人データを以下のように定義する：「人種的素性もしくは民族的素性、政治的思想、宗教的もしくは哲学的信条、または労働組合員資格に関する個人データ、および遺伝データ、自然人の一意な識別を目的とした生体データ、健康データまたは自然人の性生活もしくは性的指向に関するデータ」

有罪判決および犯罪に関する個人データの処理については、GDPR 第 10 条に基づく特別な措置が必要となる。

結論として、nFADP のセンシティブな個人データの定義は、以下のように、GDPR における特別カテゴリーの個人データよりも広いカテゴリーを含む概念である。

- 「私的領域」に関する個人データとは、GDPR で規定される「性生活または性的志向」よりも広範な情報を含むものである。すなわち、nFADP においては、個人にとって心情的に非常に重要なデータであり、当該個人が選ばれた少数の者に対してのみ知らせたデータ（例えば、恐怖、夢、セラピー等）が含まれ得る。
- 行政上または刑事上の手続および制裁に関するデータ（GDPR は刑事記録に関するデータについて特別な措置を規定しているが、行政上手続および制裁はセンシティブな個人データに含まれない。）
- 社会保障対策に関する措置（GDPR は、この類型のデータがセンシティブな個人データに該当するとは考えていない。）

(3) データ処理の適法性根拠（データ主体の同意を含む）

同意は、nFADP および GDPR の双方において個人データの処理[9]および域外移転[10]のための適法性根拠として承認されている。ただし後記 III のとおり、GDPR とは異なり、nFADP は、個人データの処理に関して適法性根拠が常に必要であるとは規定していない。

nFADP は、同意について非常に簡潔な規定を設けている。第 6 条第 6 項によれば、データ主体の同意が必要な場合には、同意が十分な情報が提供された後に一つまたは複数の処理活動について自発的に行われた場合においてのみ有効である。センシティブな個人データ、私人による高リスクのプロファイリングまたは連邦機関によるプロファイリングに関

[9] nFADP 第 31 条および GDPR 第 6 条

[10] nFADP 第 17 条および GDPR 第 49 条

する処理については、同意は明示的に行われなければならない。

GDPR は同意の有効性に関する条件について、以下のとおりより詳細な内容を規定する。

- 第 4 条第 11 号は、同意について、自由に与えられ、特定的に、情報提供を受けたうえでかつ曖昧でないデータ主体の意思表示を意味するものであり、その意思は、当該データ主体が、陳述または明らかな積極的行為によって、自己に係る個人データの処理に関する合意を表示するものであると定義する。FDPA とは異なり、同意は特定的であり、積極的行為によって表示されなければならないことが明確に定められている。
- 第 7 条は、同意を取得したことを組織が立証する責任を負う旨を規定する。また、同意の撤回は、当該撤回がなされる以前に行われた処理活動の適法性に影響を及ぼすことなく行われる。
- 同意は、以下の特定の場合にさらに規制される。
  - ○ データ主体の同意が他の事項にも関係する書面において与えられている場合、その同意の要請は、明瞭かつ平易な文言を用い、理解しやすくかつ容易にアクセスし得る形で、その他の事項と明らかに区別できる方法によって明示されなければならない[11]。
  - ○ 子供に対する直接的な情報社会サービスの提供に関連する場合、同意に基づく子供の個人データの処理については子供が少なくとも 16 歳である場合に適法とされる。EEA 加盟国は、国内法において、当該年齢を 13 歳まで引き下げることが可能である。子供が 16 歳または加盟国法が定めるその他の年齢未満である場合、同意に基づく処理は、当該子供について保護責任を有する者により与えられまたは承認された同意があるときに限り適法である。

以上のとおり、GDPR に基づく同意に関する要件は、nFADP における要件よりも厳格な内容を規定している。

(4) データ侵害に関する報告

データ侵害に関する管轄監督当局への報告については、nFADP および GDPR においていくつかの相違点が存在する。

- nFADP 第 24 条によれば、管理者はデータ主体の人格または基本的権利に対する高い

[11] GDPR 第 7 条第 2 項

リスクが生じる可能性があるデータ侵害[12]については、可能な限り速やかにコミッショナーに対して報告を行わなければならない。他方で、GDPR 第 33 条では、管理者は自然人の権利および自由に対するリスクが生じる可能性が低い場合[13]でない限り、データ侵害について管轄監督当局に報告を行わなければならない。言い換えると、GDPR におけるデータ侵害報告の要件（リスクの有無）は、nFADP におけるデータ侵害報告の要件（高いリスクの有無）よりも厳格であるといえる。

- nFADP および GDPR のいずれにおいても監督当局に対する可能な限り速やかな通知を行う義務が規定されているが、nFADP では具体的な期限の定めはないのに対し、GDPR は侵害を認識した後から 72 時間という期限も定めている。
- nFADP および GDPR ではともに、管理者がデータ主体に対してもデータ侵害の事実を通知しなければならない場合について定めている。nFADP では、データ主体の保護のために必要な場合またはコミッショナーに要請された場合、データ主体に対する通知が義務づけられる[14]。これに対して、GDPR は、自然人の権利および自由に対する高いリスクが生じる可能性がある場合にのみ当該通知が義務的となる。
- GDPR は、データ侵害報告の義務違反に対する制裁を規定するが[15]、nFADP は義務違反に対する刑事的制裁を規定してしない。

結論として、データ侵害報告については、データ主体へのデータ侵害通知等の一定の例外を除き、一般的に GDPR は nFADP よりも厳格なルールを規定している。

(5) データ主体の権利（データポータビリティ、削除権等）

① 情報通知

nFADP 第 19 条および第 20 条は、会社および組織によるデータ主体に対する情報通知義務を規定する。このような積極的な情報通知の義務は、GDPR 第 13 条および第 14 条と共通性がある。例えば域外移転に関する情報通知義務について、GDPR においては条文上は明確に規定されていないものの[16]、GDPR に関する透明性のガイドラインでは個人データの移転先の国の記載が一般的に求められると記載されている。他方で nFADP において

[12] 英語版では likely to lead to a high risk to the data subject's personality or fundamental rights と記載されている。

[13] 英語版では unlikely to result in a risk to the rights and freedoms of natural persons と記載されている。

[14] ただし、優越的な第三者の利益の保護のために必要である場合や法令上の守秘義務に違反する場合等、一定の例外事由が定められている。

[15] GDPR 第 83 条第 4 項

[16] GDPR 第 13 条第 1 項第(f)号

は、個人データを受領する国を列挙することが条文上明確に規定されている[17]。
またデータ主体に対して情報提供すべき項目について、nFADP は例示列挙する形式であるのに対して、GDPR は限定列挙する形式で規定を定めている。例えば、GDPR は、管理者の詳細、個人データの処理の目的および適法性根拠、個人データの種類、受領者、個人データの移転の詳細、保存期間、データ主体の権利、個人データの取得の情報源等について、情報提供が必要であると規定する。他方で、nFADP は、データ主体が nFADP に従った権利を主張し、個人データの処理の透明性を確保するために必要なすべての情報がデータ主体に提供されるべきであると規定したうえで、当該情報には、以下のものが含まれると規定する。

- 管理者の識別情報および連絡先情報
- 処理の目的
- 個人データが開示される受領者または受領者の属性（もしあれば）
- 処理される個人データの種類（処理される個人データがデータ主体から収集されない場合に限る。）

結論として、データ主体に対する情報提供については、GDPR と nFADP では共通する部分が多いが、GDPR の方が情報提供すべき事項としてより多くの項目が規定されている。

② データ主体のその他の権利

nFADP 第 4 章[18]は、データ主体に個人データへのアクセス権を認めている。しかし当該権利は広い範囲で制限されており、メディア分野における例外規定や会社および組織が情報へのアクセスを拒否、制限または延期できる可能性について定めている。nFADP 第 32 条第 1 項によれば、データ主体は、(a)修正を禁止する法令が存在する場合または(b)個人データが公の利益のためにアーカイブを目的として処理されるものである場合を除き、誤った個人データを修正することができる。データ主体は削除権も有しており、nFADP 第 30 条第 2 項第(b)号は、管理者または処理者が、データ主体が表示した意図に反して個人データの処理を行った場合、プライバシー侵害を構成するものと規定する。最後に、nFADP 第 21 条では、データ主体は、自動化判断[19]に関して情報提供されなければならず、当該判断は自然人によって審査されることを要求する機会が与えられなければならないことが規定されている。

[17] nFDPA 第 19 条第 4 項

[18] 第 25 条から第 27 条

[19] 自動化された処理のみに基づき、データ主体に法的効果または重要な影響を与える判断

GDPR においても、個人データへのアクセス権、削除権、制限権、異議権、自動化判断の対象とならない権利およびデータポータビリティの権利が規定されており[20]、nFADP は基本的に GDPR に沿ったものであるといえる。

結論として、データ主体の権利について、nFADP は GDPR の基本的な内容を反映しているといえる。

(6) データ保護影響評価

nFADP（第 22 条）および GDPR（第 35 条）は、データ処理がデータ主体のプライバシーまたは基本的権利に対する高いリスクをもたらす可能性がある場合は、データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment、以下「DPIA」という。）が必要であると規定する。nFADP は、DPIA の要否に関する評価はデータ処理に関して、特に新しい技術を使用する場合に高いリスクをもたらすと規定し、特に以下のような場合に DPIA が義務づけられる旨が定められている。

- センシティブな個人データの大規模な処理を行う。
- 公の空間において大規模に体系的な監視を行う。

また nFADP においては、民間の管理者は、個人データの処理が法令により必要とされる場合、または、一定の要件を満たす行動規範を遵守する場合は、DPIA の実施義務を負わない。

他方で GDPR においては、条文上、①自動的な処理に基づくものであり、自然人に法的効果または類似の重大な影響を及ぼすような自然人に関する人格的側面の体系的かつ広範な評価（プロファイリングを含む）、②特別な種類の個人データまたは有罪判決および犯罪行為と関連する個人データの大規模な処理、③公にアクセス可能な場所における大規模な体系的な監視に関して、特に DPIA が義務づけられるとされている。また、GDPR においては、DPIA に関するガイドラインに記載される 9 つの基準のうち 2 つ以上を満たす場合には DPIA が義務づけられるとされており、DPIA が義務づけられる様々な場面が明確化されている。
GDPR は、DPIA の実施義務違反に対する制裁を規定するが[21]、nFADP は刑事的制裁を行うことを想定していない。

[20] GDPR 第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条

[21] GDPR 第 83 条第 4 項第(a)号

結論として、nFADP における DPIA のルールは、DPIA の実施義務の要件に関して GDPR よりも限定的に規定されているように読めるが、高いリスクをもたらす場面が必ずしも明らかではなく、その解釈によっては GDPR よりも広範に DPIA の実施が義務づけられる可能性があるといえる。また、nFADP では、DPIA の実施義務に関する例外事由が規定されており、また違反行為に対する刑事的制裁が規定されていないことから、この点に関しては GDPR よりも比較的緩和された内容であるといえる。

(7) 違反に対する制裁

コミッショナーは、自らの主導でまたは要請に基づいて事案の調査を行うことができ、調査に関して以下の事項を要請することができる[22]。

- 調査のために必要なすべての処理活動および個人データに関する情報、文書および記録
- 敷地および施設へのアクセス
- 証人に対する質問
- 専門家による評価

データ保護に関する規制の違反があった場合、コミッショナーは一定の制裁措置を発動する権限を有する[23]。

- 処理に関する完全または部分的な修正、留保または終了および個人データの完全または部分的な削除または破壊を行う旨の命令
- 一定の場合において、外国に対する開示の延期または禁止を行う旨の命令
- 越境移転に関する保護措置に関する情報提供を行う旨の命令
- セキュリティ対策を講じる旨の命令
- データ処理および自動的意思決定についてデータ主体に対して情報提供を行う旨の命令
- DPIA の実施に関する命令
- DPIA の実施後に特定される残存リスクに関するコミッショナーとの相談
- データ侵害が生じた場合にデータ主体への情報提供を行う旨の命令
- アクセスの要請に関してデータ主体に情報提供を行う旨の命令

[22] nFADP 第 50 条

[23] nFADP 第 51 条

上記の調査手続は、行政手続法によって規定される[24]。当事者となりうるのは、調査が開始された連邦機関または個人のみである[25]。コミッショナーは、連邦行政裁判所の決定に対して異議を申し立てることができる[26]。

上記手続以外では、nFADP はコミッショナーではなく通常の裁判所を通じて執行される[27]。その結果、コミッショナーは制裁金を課す権限を有しない[28]。GDPR においては、一般的に各 EEA 加盟国の監督当局が GDPR の違反を調査し、行政上の手続において制裁金を課す権限を有する。もっとも、一定の場合に例外がある。例えばデンマークにおいては、制裁金は管轄する国内裁判所によって刑事上の罰金として科され、エストニアでは、制裁金は軽犯罪に係る手続の枠組において監督当局によって課され得る。

制裁金の基準についても、nFADP および GDPR ではルールが大きく異なる。

nFADP においては、特定の規定に関する違反については、最大で 25 万スイスフランの罰金が個人に対して科される可能性がある。一定の場合において、罰金が 5 万スイスフランを超えないときは、当局は個人の起訴を猶予し、法人に対して罰金の支払を命じることができる。

これに対して、GDPR においては、監督当局によって課される制裁金は非常に高額なものとなり、違反行為の種類に応じて、最大で 1,000 万ユーロもしくはグループ会社の全世界売上高の 2%のうち高い方の金額、または最大で 2,000 万ユーロもしくはグループ会社の全世界売上高の 4%のうち高い方の金額が課される可能性がある。

結論として、nFADP と GDPR の間には、制裁金について以下の相違点が存在する。

- 制裁金を課すための手続（nFADP は裁判手続であるのに対して、GDPR では行政手続である。）
- 制裁金の法的性質（nFADP では個人の責任であるのに対して、GDPR では管理者または処理者としての事業者の責任である。）
- 制裁金のレベル（nFADP では最大で 25 万スイスフランであるのに対して、GDPR では最大で 2,000 万ユーロまたはグループ会社の全世界売上高の 4%である。）

[24] nFADP 第 52 条第 1 項

[25] nFADP 第 52 条第 2 項

[26] nFADP 第 52 条第 3 項

[27] nFADP 違反については法人に対する行政的制裁ではなく個人に対する刑事責任が追及されることから、制裁金は刑事上の罰金として科される。

[28] 当該権限は刑事裁判官に委ねられる。

III　個人データ処理の基本原則

nFADP 第 6 条第 1 項から第 5 項は、個人データの処理に関する基本原則を列挙しており、この内容は GDPR 第 5 条第 1 項の規定と概ね同等の内容である。

- 個人データは、適法に処理されなければならない。
- 処理は誠実に行われ、比例的な内容でなければならない。
- 個人データは、データ主体にとって認識可能な明確な特定の目的のためにのみ収集することができる。個人データは、当該目的と適合する方法においてのみ追加的な処理を行うことができる。
- 処理の目的のために必要でなくなり次第速やかに破壊または匿名化しなければならない。
- 個人データを処理する者は、個人データが正確であることを確認しなければならない。個人データを処理する者は、収集または処理の目的に関して不正確または不適合な個人データが修正、消去または破壊されるようにすべての適切な対策を講じなければならない。

nFADP においては、一般的なルールとして、プライバシーに対する違法な侵害をもたらすものでない限り、個人データの処理のための適法性根拠（同意等）は必要とされないことに留意する必要がある。これに対して、GDPR においては、データ処理は常に適法性根拠が必要となる。スイス法によれば、処理が違法な場合においてのみ、同意、法律または優越的な私的利益もしくは公共の利益のいずれかによって正当化されなければならない[29]。処理が上記の基本原則のいずれかに違反する場合、違法な処理となり、正当化が必要になる。

重要なことは、nFADP は、設計および設定によるデータ保護に関する義務についても規定しており[30]、データ処理がデータ保護に関するルールを充足するように会社および組織が技術的かつ組織的な対策を行うことを義務付けている点である。また、GDPR は設計および設定によるプライバシー保護の義務の違反に対する制裁を規定しているが[31]、nFADP では刑事的制裁を行うことは想定していない。

[29] nFADP 第 31 条第 1 項

[30] GDPR 第 25 条と同等の内容である。

[31] GDPR 第 83 条第 4 項(a)

Ⅳ　スイスと EU、米国の間の個人データの越境的移転

EU に対する個人データの越境移転

個人データは、連邦参事会によって、移転先の国、地域または国際機関が十分な水準のデータ保護を保証していると判断された場合には、越境移転を行うことができる[32]ところ、EEA 参加国は十分な水準のデータ保護を保証していると認定されている[33]。したがって、スイスから EU（EEA）への個人データの越境移転は、十分性認定に依拠して行うことができる。その他にも、欧州委員会が十分性認定を行っている多くの国または地域は、十分なレベルのデータ保護が保証されていると認定されており [33]、具体的には、2025 年 2 月 14 日時点において、アンドラ、アルゼンチン、カナダ（民間事業者）、ジブラルタル、ガーンジー、マン島、フェロー諸島、イスラエル、ジャージー、モナコ、ニュージーランド、英国、ウルグアイ、米国（以下に述べるスイス米国間のデータ・プライバシー・フレームワーク（DPF）参加企業）が十分性の認定を受けている。

米国に対する個人データの越境移転

欧州委員会が EU 米国データ・プライバシー・フレームワークに基づく EU から米国への個人データの移転について十分性認定を採択してから約 1 年後、2024 年 8 月 14 日に、連邦参事会は、プライバシーシールドに代わる新たな個人データの移転枠組みとなるスイス米国データ・プライバシー・フレームワーク（以下「スイス米国 DPF」という。）に対する十分性認定を採択した。スイス米国 DPF は 2024 年 9 月 15 日に発効し、スイスから DPF に参加する米国の組織に対して、他に特段の保護措置等を実施することなく nFADP の適用を受ける個人データを移転することが可能となった。データ・プライバシー・フレームワークの参加企業はデータ・プライバシー・フレームワーク・プログラムというウェブサイト[34]に掲載されており、各企業がスイス米国 DPF の認証を受けているかを確認することが可能である。

Ⅴ　スイスと日本の間の個人データの越境的移転

日本は、2025 年 2 月 14 日時点において、十分な水準のデータ保護を保証しているとの認定を受けていないが、個人データが EEA その他の十分性認定を受けていない国、地域または国際機関に移転される場合、企業グループ内における個人データの移転である場合を含

[32] nFADP16 条 1 項

[33] nFADP 準則第 8 条、Annex I

[34] https://www.dataprivacyframework.gov/list

めて、以下のいずれかの適切な保護措置を講じなければならない[35]。

- コミッショナーが承認した標準契約条項の締結
- コミッショナーが承認した拘束的企業準則の実装
- 国際法上の条約
- 管理者または処理者と取引先事業者との契約におけるデータ保護条項およびコミッショナーに対して通知されたもの
- 所轄連邦機関が策定した特定の保証であって、コミッショナーに通知されたもの

標準契約条項について、コミッショナーは、EU で 2021 年 6 月 4 日に欧州委員会が採択した標準契約条項（モジュール 1 から 4）を、nFADP に準拠させるために必要に応じて一部調整または補足を付す旨の留保を付しつつ、nFADP に基づく標準契約条項として採用する旨を確認している[36]。

取引先事業者との間での契約におけるデータ保護条項および所轄監督機関が策定した特定の保証については、DPO 第 9 条において、確保すべき事項が規定されている。拘束的企業準則は、同一グループの事業体に適用し得るところ、DPO 第 11 条において、確保すべき事項が規定されている。

十分性認定または適切な保護措置が講じられていない場合であっても、以下の場合には個人データを国外に移転することができる[37]。

- データ主体が個人データの移転に明示的に同意した場合
- 移転が管理者とデータ主体との契約または管理者と取引先事業者との契約（データ主体の利益のために行うもの）の締結または履行に直接関係している場合
- 移転がデータ主体の利益を上回る公益を保護するため、または裁判所もしくは外国の所轄当局で法的な権利を確立、行使または執行するために必要である場合
- 移転がデータ主体または第三者の生命もしくは身体の安全を保護するために必要であり、合理的な期間内にデータ主体の同意を得ることができない場合
- データ主体が個人データを一般に公開しており、明示的に処理を禁止していない場合
- 個人データが、公開されている、または正当な利益を有する人がアクセスできる法定登録簿から取得されるものである場合（ただし、アクセスする法的要件を満たす場合

[35] nFADP 第 16 条第 2 項

[36] https://backend.edoeb.admin.ch/fileservice/sdweb-docs-prod-edoebch-files/files/2025/02/12/fc143071-a80a-4f61-b479-0ac3249961d6.pdf

[37] nFADP 第 17 条第 1 項

に限る。）

もっとも、nFADP 第 17 条は、あくまで個人データの国外移転の例外を定めた規定であり、十分性認定を受けていない国に移転する場合には、原則として、適切な保護措置の要件を満たす必要がある。そして、コミッショナーから EU で採択されている標準契約条項を nFADP に準拠させる形で調整した契約を標準契約条項として採用するとの立場が示されており、遵守すべき内容が明確になっているため、実務的には、標準契約条項に依拠するケースが多いと思われる。

VI スイスにおける個人データ保護法違反の事例

いずれも nFADP 違反が問題となった事案であるが、コミッショナーまたは裁判所による判断がなされた事例として、以下のような事例が挙げられる（連邦データ保護・情報コミッショナー2023／24 年次報告書[38]などから抜粋）。

- **賃貸申込書における妊娠証明の要求が比例性を欠くと判断された事例**
  コミッショナーは、不動産管理会社が入居希望者の賃貸申込書に妊娠の証明を求める項目を設けていた事案において、個人データの処理活動は比例原則を満たすべきであり、特定の目的のために実行されるべきであるところ、不動産管理会社はこれを遵守していないとして、申込書を修正し、収集した妊娠の証明に関するデータを直ちに削除するよう求めた[38]。
- **透明性を欠くターゲティング広告がプライバシー侵害に当たると判断された事例**
  オークション・プラットフォームにおいて、仮名化した個人データを使用してクロスプラットフォームによるトラッキングを行うことで個人のプロファイルを行い、それに続いてターゲティング広告のために個人データを使用していた事案において、データ主体はターゲティング広告のための個人データの使用について十分な説明が行われていないため、データ主体の利益を優越する利益によって正当化できないプライバシー侵害を構成し、有効な同意も取得できていないと判断し、オークション・プラットフォームの仕様に適切な変更を加えるよう勧告した[38]。
- **従業員のオンライン上での監視が比例性を欠く等と判断された事案**
  従業員の個人データの処理に関して、連邦最高裁判所は、従業員による電子メールとインターネットの使用状況を 3 ヵ月間監視する（定期的なスクリーンショットを取ることを含む。）ことは違法であり、比例的ではないと判断した。さらに、透明性の原則は、特定の透明性のある状況下において、監視を可能にする社内方針によって監視

[38] https://backend.edoeb.admin.ch/fileservice/sdweb-docs-prod-edoebch-files/files/2024/11/29/967f79ca-4a18-4052-8b49-8e7e7dbac59a.pdf

が根拠付けられていることを要求しているとされた[39]。

- **連邦政府に対する公文書の開示請求を認めた事例**

  スイスの連邦情報自由法[40]に基づく公式文書へのアクセスの供与に関連するデータ保護の問題について、幾つかの裁判所の決定が下されている。2016 年 8 月 23 日付けの 3 つの決定では、スイスの連邦行政裁判所は、FADP 第 19 条第 4 項第(a)号および第(b)号の範囲に関して決定を行っている。連邦政府は、同規定に基づいて文書開示を拒絶または制限し、または(1)重要な公益または明らかにデータ主体の正当な利益にとって必要であること、もしくは(2)秘密保持または特別なデータ保護規制の法的義務が必要とすることという条件を満たす場合に開示を行う。本事案では、地方政府が、入札不正に関する民事の法的措置に関する証拠収集を行うために、スイスの競争当局によって調査および決定が行われた入札不正手続に関連する文書へのアクセスを要求した。スイス連邦行政裁判所は、反競争的行為の被害者は、スイスの連邦カルテル法[41]における事業機密を含まず、かつ同法第 49a 条第 2 項のリニエンシー（課徴金減免制度）申立人により提供された情報を含まないことを条件として、情報へのアクセスが認められると判断した[42]。

- **商業登記簿に登録された者に関する情報の公表方法及び範囲の当否を判断した事例**

  本事案の決定は、個人の人格に関するプロフィールおよび検索エンジンを通じた個人データの再生を行うことについて、スイスの経済情報プラットフォームおよび信用機関に対するコミッショナーの主張に関するものである。連邦行政裁判所は、データ主体の人格の本質的な部分を組合せによって明らかにし、かつ個人の与信判断に関連しない個人データは、データ主体の同意なく公開することはできないと判断した。コミッショナーは、商業登記に登録された個人に関する経済情報プラットフォームおよび信用機関のデータは、公式のスイス連邦商業登記のデータと同様に[43]、検索エンジンでの検索結果においてのみ表示されるべきであると主張した。スイスの連邦行政裁判所は、経済情報プラットフォームおよび信用機関は検索エンジンの検索結果の公開について限定的な影響力しか有していないと述べている。また、連邦行政裁判所は、検索エンジンによりデータを発見する可能性について、透明性を向上させるものとして、データ保護の観点からは肯定的な効果があることを指摘した[44]。

---

[39] Federal Supreme Court decision (BGE 139 II 7) of 17 January 2015

[40] Federal Freedom of Information Act、2004 年 12 月 17 日

[41] Federal Cartel Act、1995 年 10 月 6 日

[42] Swiss Federal Administrative Court decisions A-6334/2014, A-6320/2014 and A 6315/2014 from 23 August 2016

[43] 検索名および「Zefix」との語句が検索ツールに入力された場合、特にグーグル等の検索エンジンはスイスの商業登記（i.e., www.zefix.ch）の結果のみを表示する。

[44] Swiss Federal Administrative Court A-4232/2015 from 18 April 2017

VII スイスにおける nFADP 運用に関する参考情報、問い合わせ窓口

コミッショナーは、ウェブサイトにおいてガイドラインやガイダンスを公表している[45]が、これに加えて、自らの活動について毎年、連邦議会および連邦参事会に対して報告することが義務付けられており、その報告書を年次報告書[46]として公表している[47]。また、コミッショナーはデータ処理活動がデータ保護法令に違反している十分な証跡がある場合には、事業者への調査を行わなければならないとされており[48]、公共の利益に資する場合、コミッショナーは、調査およびその判断について公表することが求められている[49]。そのため、コミッショナーによる nFADP の運用動向を確認する上で、年次報告書や調査結果は有益な資料となると考えられる。

コミッショナーの問い合わせ窓口として、電話問い合わせ窓口（+41 (0)58 462 43 95）（月曜日から金曜日、現地時間午前 10 時から午後 11 時 30 分まで）、メール問い合わせ窓口（info@edoeb.admin.ch）が設けられている。これに加えて、オンラインの連絡フォームも設けられており、具体的には、個人（データ主体）または第三者による報告用の連絡フォーム[50]）、管理者向けの連絡フォーム[51]、コミッショナーの公式書類へのアクセス申請用フォーム[52]、その他の事項に関する連絡フォーム[53]という類型のフォームが設けられている。

---

[45] https://www.edoeb.admin.ch/en/documentation-data-protection

[46] https://www.edoeb.admin.ch/en/documentation-annual-reports

[47] nFADP 第 57 条第 1 項

[48] nFADP 第 49 条

[49] nFADP 第 57 条 2 項

[50] データ主体：https://www.edoeb.admin.ch/en/report-form-data-subjects、
第三者：https://www.edoeb.admin.ch/en/report-of-violation-of-data-protection-regulations-for-third-parties

[51] https://www.edoeb.admin.ch/en/contact-for-data-controllers

[52] https://www.edoeb.admin.ch/en/contact-form-application-for-access-of-fdpic

[53] https://www.edoeb.admin.ch/en/contact-form-other-concerns

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約１分）にご協力ください。
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250006

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1－12－32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp